

チレボン石炭火力発電所 インドネシア・西ジャワ州



汚染を懸念し反対する住民に 人権侵害 環境許認可の違法性をめぐって 訴訟も起こっている



1. 背景と丸紅の関わり

丸紅は、インドネシア・西ジャワ州チレボン1号機・2号機の両方に対する最大の出資法人である。

1号機は、丸紅(32.5%)、韓国中部電力(27.5%)、Saman(20%)、Indika Energy(20%)が設立した現地法人Cirebon Electric Power(CEP)が建設した出力660MWの石炭火力発電所。インドネシア国有電力会社(PLN)への30年に渡る電力売買契約(PPA)を締結している¹⁾。

また、拡張案件として計画されているチレボン2号機は、丸紅(35%)、Samtan(20%)、IMECO(18.75%)、KOMIPO(10%)、JERA(10%)、Indika Energy(6.25%)が設立した現地法人Cirebon Energi Prasarana(CEPR)が1号機に隣接して建設する出力1000MWの石炭火力発電所。CEPRはPLNとの間で25年のPPAを締結²⁾している。

1号機、2号機ともに融資調達に国際協力銀行(JBIC)³⁾と日本貿易保険(NEXI)⁴⁾が関与している他、2号機のボイラー、タービンを三菱日立パワーシステム(MHPS)と東芝が納入するなど、日本の官民の関わりは強い。

2. ESG 課題

違法性を問う2号機にかかる環境行政訴訟

2号機の環境許認可が西ジャワ州政府により違法に発行されたものとして住民が行政訴訟を起し、2017年4月に地裁で許認可取り消しの判決が出された。これに対し、西ジャワ州政府は、一旦は判決を不服として控訴したものの、控訴審が行なわれている間に2号機に対する新たな環境許認可を発行し、その後、控訴を取り下げた。この新・許認可の発行について、住民に対す

る事前協議は一切なかった。住民は、この新しい環境許認可の取り消しを求めて、住民は改めて行政裁判を起したが、地裁は2018年5月に住民の訴えを棄却した。住民とNGOは高裁に控訴している。この間、住民、特に訴訟に関わっている原告らの身の安全も懸念されている。たとえば、原告住民は、自分の仕事場に不特定の男らがやって来て、自分や他の誰の許可をとることもなく、自分のことをビデオ撮影し、監視していたことについて報告している。こうした出来事は、他の住民の間に不安や恐怖感呼び起こし、意思決定プロセスへの適切な住民参加を確保するために必要な民主主義の基盤を害するものである。

環境汚染：不十分な環境対策

既に稼働を開始している1号機、建設予定の2号機ともに技術的に可能な高度の公害対策がとられていないため、フライ・アッシュ(粉塵)の飛散や汚染物質の拡散による健康被害が懸念されている。事業者は、インドネシアの環境基準が明らかに緩いなか、現地基準を満たしていることから問題ないと主張しており、規制の厳しい日本国内で使用されているBAT(最良技術)をインドネシアに導入する姿勢は見られない。

環境社会配慮：適切な補償・生計回復措置の欠如

1号機の建設時から海岸沿いの塩田農家や貝採取者など、周辺住民の生計手段に甚大な影響が及んでいる。1号機の稼働開始後から、住民は漁場制限や温排水などの影響で小漁民が苦しい生活を強いられてきた。事業者が土地の補償金支払い、CSRプログラムの提供などを行っているものの、実害を受けている多くの住民に対

して適切な補償や生計回復措置がとられていない。深刻な影響を受けている多くの住民は、補償を受けておらず、2号機の運転開始により更に被害が拡大することを懸念している。生計回復処置の有効性にも疑問が残る。

環境社会配慮:

1号機の環境アセスメントと住民参加の不備

1号機の建設作業は2007年7月頃に始まったが、環境アセスメント報告書が地元の環境局に提出されたのは2008年4月であり、同事業の開始前に、環境影響や代替案の分析は行われていなかった。さらに、事業の意思決定プロセスに参加すべき住民が事業について知る機会を提供されなかったため、生計手段への影響についても適切な影響回避や軽減が行われなかった。(2号機の環境アセスメントと住民参加の問題については、「違法性を問う2号機にかかる環境行政訴訟」を参照)

環境社会と人権:

2号機の土地収用における不備と人権侵害

2号機の建設予定地は、事業者側によれば、インドネシア政府機関が1986年に収用済みの公有地とされているが、当時は十分な補償金もないまま、強制的に土地が収用されたことから、依然として適切な補償を求める住民は多い。また、当時、補償を一切受領していない地権者もあり、関連政府機関や事業者に対し、適切な対応を求めたところ、チンピラ(現地の呼び方では「プレマン」)に脅迫されるなどの人権侵害を受けたことが報告されている。



1) 2007年8月20日 インドネシアにてチレボン石炭焼き火力発電事業権を獲得～アジア通貨危機後、初めての大型IPP案件を推進～
https://www.marubeni.com/jp/dbps_data/news/2007/070820c.html

2) チレボン・石炭火力IPP事業 (JERA)
<https://www.jera.co.jp/business/projects/cirebon.html>

3) 2017年11月14日: インドネシア共和国におけるチレボン石炭火力発電所の拡張事業に対するプロジェクトファイナンス (JBIC) <https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2017/1114-58532.html>

4) 2017年11月14日: インドネシア共和国 / Cirebon2 超々臨界圧石炭火力発電プロジェクト (融資保険の引受) (NEXI)
<http://nexi.go.jp/topics/newsrelease/2017103102.html>

制作: Wahana Lingkungan Hidup Indonesia (WALHI)、
 国際環境 NGO FoE Japan、気候ネットワーク

2018年6月

概要

| | 1号機 | 2号機 |
|--------|---|---|
| 発電容量 | 660MW | 1000MW |
| 発電方式 | 超臨界圧 (SC) | 超々臨界圧 (USC) |
| 燃料 | 石炭 | |
| 事業実施者 | Cirebon Electric Power (CEP) | Cirebon Energi Prasarana (CEPR) |
| 運営 | Cirebon Electric Power (CEP) | Cirebon Energi Prasarana (CEPR) |
| スケジュール | 2007年着工、2012年7月 商業運転開始 | 2016年着工、2022年 運転開始予定 |
| 所在地 | 西ジャワ州チレボン県 | |
| 総事業費 | 約 8.5 億 USドル 銀行団による協調融資総額 = 5.95 億 USドル: 国際協力銀行 (JBIC) (2.14 億 USドル)、韓国輸出入銀行、民間銀行 (三菱 UFJ、みずほ、三井住友、ING 銀行) | 約 21.8 億 USドル 銀行団による協調融資総額 = 17.4 億 USドル: JBIC (7.3 億 USドル)、韓国輸出入銀行 (4.2 億 USドル)、民間銀行 (三菱 UFJ、みずほ、三井住友、ING) (5.9 億 USドル) (Crédit Agricole は撤退) |